



公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京

2025 年度東京芸術文化鑑賞サポート助成
助成対象経費の考え方

1. 助成対象経費の考え方

本助成の対象となる事業の分野は以下のとおりです。

音楽・演劇・舞踊・美術・写真・メディア芸術（映像・映画、マンガ、アニメ、ゲームなど）・伝統芸能・芸能・生活文化（茶道、華道、書道など）・特定のジャンルにとらわれない芸術活動（複合）等

この分野を大きく以下の4つに分けています。

(1) 舞台芸術

音楽・演劇・舞踊

(2) 展示・展覧会等

美術・写真・メディア芸術（映像・映画、アニメを除く）・生活文化（茶道、華道、書道など）

(3) 伝統芸能

伝統芸能・芸能

(4) 映画・映像

メディア芸術（映像・映画、アニメ）

申請書の個票や予算は以下の順に記入してください。

- ① 個票ごとに申請分野を選択（予算書の申請分野は自動入力）
- ② 「2. 鑑賞サポートの例」を参考にしながら、実施する予定の鑑賞サポートを検討
- ③ 「3. 申請分野ごとの経費の考え方」の表を参考に該当するカテゴリを選択
- ④ 実施する鑑賞サポートを選択
- ⑤ 実施する鑑賞サポートごとに、実施日を記入
- ⑥ 経費の内訳は実施する鑑賞サポートごとに、「4. 助成対象経費一覧」を参照の上、予算書に記入

なお、助成対象とならない鑑賞サポートは以下のとおりです。

◎美術展や展覧会の主催者以外が実施する鑑賞ツアーに付随する鑑賞サポート

※ただし、美術展等の主催者が実施する鑑賞ツアーやトークイベント、シンポジウム等に付随する鑑賞サポートは対象

◎鑑賞サポートに関する講座やワークショップなど、事業費と鑑賞サポート費を明確に区別できない事業

◎これまで一般的に実施されているものや、実施する事業の知識を補うような初心者向けのサポート

- 例) ・能や歌舞伎等、古典芸能の上演における現代語訳の字幕や現代語による解説の字幕
- ・外国語映画、外国語上演における日本語字幕
- ・古典芸能や美術展における音声ガイド

2. 鑑賞サポートの例

音声によるガイド	作品解説や施設案内の読み上げに対応した二次元バーコードやリーフレットの配布、演劇やパフォーマンス、映像作品における情景描写、演者やパフォーマーの動きや表情など、視覚による情報を音声で説明する対応など
視覚補助機器	視覚情報をサポートする機器の導入
触知図	手指で触ってわかる図や絵で会場の様子や作品の様子がわかるもの
点字	点字の会場案内・作品解説などの設置や、プログラム・チラシ等の配布
触察模型	触ることができる作品や模型
手話	受付やガイドによるツアー、トーク等の手話通訳対応、舞台手話通訳
筆談	受付等での筆談対応
字幕	映像・舞台作品・施設案内動画などの字幕対応
聴覚補助機器	磁器誘導ループや補聴支援システムなど、聞こえをサポートし、音をより効果的に伝えるデバイスやシステムの導入
やさしいにほんご	「やさしいにほんご」を用いた案内板や作品解説、字幕など ※「やさしいにほんご」とは：日本語を母語としない方にもわかるように配慮して、簡単にした日本語のこと
多言語対応	日本語以外の言語での字幕、パンフレット等印刷物、受付対応等
車いす	車いすでも鑑賞可能な鑑賞スペースの設置や、展示室内の誘導 ※スロープの設置など恒常的な施設整備に関する費用は除く
託児サービス	鑑賞のために一時的に託児するサービス（助成対象外）
事前説明会	演劇などの舞台公演で、舞台上の装飾や出演者の衣裳、空間のサイズなどの解説。 ※主に、公演などの開始前に行う。
リラックスパフォーマンス	開演中に少し声や音を立てても気にしない、会場の出入りが自由、客席の照明があまり暗くならないなど、普段ホールや劇場での鑑賞に不安がある方も、リラックスして楽しめる公演

鑑賞サポートは上記に記載されているもの以外にも様々なものがあります。上記表に記載されている鑑賞サポートは、「クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー」のウェブサイトにて情報掲載の際にアイコンが表示され、アイコンごとにイベント情報を検索することができます。

（参照）クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー アクセシビリティに関わる取組一覧

<https://creativewell.rekibun.or.jp/event/>

3. 申請分野ごとの経費の考え方

分野ごとに助成対象となるもの、それのみでは対象とならないもの、鑑賞サポートであっても助成対象外となるものがあります。個票ごとに申請分野を選択していただき、実施する鑑賞サポートを選択します。予算書では選択した鑑賞サポートに係る経費について、人件費や制作費等、前述の助成対象経費を計上していただきます。

A 群	事業を鑑賞するにあたり必要なサポート
B 群	B 群のみの申請は助成対象となりません。必ず A 群と組み合わせて申請してください。 ※B 群の総額は A 群の総額が上限となります。
C 群	助成対象外 ※「クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー」のウェブサイトのイベント情報で紹介します。
D 群	助成対象外

※ 複数事業での申請の場合は、事業ごとに計算します。例えば事業①で A 群の鑑賞サポートを実施し、事業②で B 群の鑑賞サポートのみの実施となった場合は、事業②の助成対象経費は 0 円となります。

(1) 舞台芸術

- ・参画サポートは対象となりません。
- ・多言語対応を計上する場合、戯曲そのものの多言語翻訳は事業に係る経費となるため、対象となりません。
- ・助成対象期間内にアーカイブ映像を有料配信する場合は、個票を別にした上で事業分野を「映画・映像」として申請してください。ライブ配信についてはその限りではありません。

	助成対象の鑑賞サポート	
A群	音声ガイド	台本貸出
	バリアフリー音声ガイド	リラックスパフォーマンス
	舞台手話通訳	点字対応
	手話（アフタートーク、事前説明会等）	ウェブアクセシビリティ対策
	ポータブル字幕	読み上げ機能対応配布物
	バリアフリー字幕	研修等講師謝金
	聴覚補助機器（磁器誘導ループ等）	受付整理員謝金（鑑賞サポート実施日）
	やさしい日本語	会場整理員謝金（鑑賞サポート実施日）
B群	B群のみの申請は助成対象外です。必ずA群と組み合わせて申請してください。 ※B群の総額はA群の総額が上限となります。	
	多言語対応	
	触察模型	
	事前説明会	
C群	助成対象外 ※「クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー」のウェブサイトで紹介します。	
	託児サービス	
D群	助成対象外	
	参画サポート	
	戯曲多言語翻訳	

(2) 展示・展覧会等

- ・自ら主催する展示会や展覧会における、鑑賞サポートが助成対象です。他団体が主催する展覧会の鑑賞ツアー等は対象となりません。
- ・自ら主催する展示会における鑑賞ツアーであっても、鑑賞ツアーそのものの経費は事業費とみなします。
- ・通常の音声ガイドは対象となりません。ただし、「バリアフリー音声ガイド」の場合は対象となります。

バリアフリー音声ガイドとは・・・

オーディオ・ディスクリプション (Audio Description) 、音声描写のこと。解説や説明とは異なり、視覚情報を言葉で届けるナレーションです。素材や大きさ、色、絵画なのか彫刻なのか、など、目の不自由な方が鑑賞するために必要な情報を言葉で説明するものです。

A群	<p>助成対象の鑑賞サポート</p> <hr/> <p>バリアフリー音声ガイド 視覚補助機器 (QDレーザー等) 触図 触察模型 手話 (トークイベント等) 聴覚補助機器 (磁器誘導ループ等) やさしい日本語</p> <p>点字対応 ウェブアクセシビリティ対策 読み上げ機能対応配布物 研修等講師謝金 受付整理員謝金 (鑑賞サポート実施日) 会場整理員謝金 (鑑賞サポート実施日)</p>
B群	<p>B群のみの申請は助成対象外です。必ずA群と組み合わせて申請してください。 ※B群の総額はA群の総額が上限となります。</p> <hr/> <p>多言語対応 同伴者 (手話通訳者やガイドヘルパー等) 謝金</p>
C群	<p>助成対象外 ※「クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー」のウェブサイトで紹介します。</p> <hr/> <p>託児サービス 音声ガイド</p>
D群	<p>助成対象外</p> <hr/> <p>参画サポート 鑑賞ツアー</p>

(3) 伝統芸能

・能や歌舞伎等、古典芸能の上演における現代語訳や現代語による解説の既存の音声ガイドや字幕は対象となりません。新規作成の場合や、「バリアフリー音声ガイド」や「バリアフリー字幕」の場合は対象となります。

バリアフリー音声ガイドとは・・・

オーディオ・ディスクリプション（Audio Description）、音声描写のこと。解説や説明とは異なり、映像や舞台作品の視覚情報を言葉で届けるナレーションです。台詞や効果音の合間に、場面や登場人物の動き、表情などを伝えます。

バリアフリー字幕とは・・・

耳が聞こえない、聞こえづらい人が映像や舞台作品を鑑賞できるよう、作品の「音」を文字で表示する字幕です。セリフや発話者の名前、効果音、音楽など、作品の音をすべて字幕で表現します。

A群	助成対象の鑑賞サポート															
	<table border="0"> <tr> <td>バリアフリー音声ガイド</td> <td>台本貸出</td> </tr> <tr> <td>バリアフリー字幕</td> <td>リラックスパフォーマンス</td> </tr> <tr> <td>ポータブル字幕（新規作成）</td> <td>点字対応</td> </tr> <tr> <td>舞台手話通訳</td> <td>ウェブアクセシビリティ対策</td> </tr> <tr> <td>聴覚補助機器（磁器誘導ループ等）</td> <td>読み上げ機能対応配布物</td> </tr> <tr> <td>やさしい日本語</td> <td>研修等講師謝金</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受付整理員謝金（鑑賞サポート実施日）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>会場整理員謝金（鑑賞サポート実施日）</td> </tr> </table>	バリアフリー音声ガイド	台本貸出	バリアフリー字幕	リラックスパフォーマンス	ポータブル字幕（新規作成）	点字対応	舞台手話通訳	ウェブアクセシビリティ対策	聴覚補助機器（磁器誘導ループ等）	読み上げ機能対応配布物	やさしい日本語	研修等講師謝金		受付整理員謝金（鑑賞サポート実施日）	
バリアフリー音声ガイド	台本貸出															
バリアフリー字幕	リラックスパフォーマンス															
ポータブル字幕（新規作成）	点字対応															
舞台手話通訳	ウェブアクセシビリティ対策															
聴覚補助機器（磁器誘導ループ等）	読み上げ機能対応配布物															
やさしい日本語	研修等講師謝金															
	受付整理員謝金（鑑賞サポート実施日）															
	会場整理員謝金（鑑賞サポート実施日）															
B群	<p>B群のみの申請は助成対象外です。必ずA群と組み合わせて申請してください。 ※B群の総額はA群の総額が上限となります。</p>															
	<p>多言語対応 触察模型 事前説明会 同伴者（手話通訳者やガイドヘルパー等）謝金</p>															
C群	<p>助成対象外 ※「クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー」のウェブサイトで紹介します。</p>															
	<p>託児サービス 音声ガイド</p>															
D群	<p>助成対象外</p>															
	<p>現代語訳 現代語解説</p>															

(4) 映画・映像

- ・申請可能な団体は、上映を行う興行主となります。
- ・製作会社、配給会社等が申請する場合は、必ず自主上映会等、一般に公開される上映会を実施してください。
- ・2025 機運醸成枠の対象となる、東京都内の大型映画館での公開が開始される事業については、自主上映会等を行わない製作会社や配給会社による申請も可能です。

助成対象の鑑賞サポート	
A群	映画（興行主）
映画（製作、配給）	映画（興行主）
バリアフリー音声ガイド バリアフリー字幕 やさしい日本語 ウェブアクセシビリティ対策 研修等講師謝金	リラックスパフォーマンス 点字対応 ウェブアクセシビリティ対策 読み上げ機能対応配布物 研修等講師謝金 受付整理員謝金（鑑賞サポート実施日） 会場整理員謝金（鑑賞サポート実施日）
B群のみの申請は助成対象外です。必ずA群と組み合わせて申請してください。 ※B群の総額はA群の総額が上限となります。	
B群	映画（興行主）
映画（製作、配給）	映画（興行主）
多言語対応	多言語対応 同伴者（手話通訳者やガイドヘルパー等）謝金
助成対象外 ※「クリエイティブ・ウェルビーイング・トーキョー」のウェブサイトで紹介します。	
C群	映画（興行主）
映画（製作、配給）	映画（興行主）
	託児サービス
助成対象外	
D群	映画（興行主）
映画（製作、配給）	映画（興行主）
台本多言語翻訳	台本多言語翻訳

4. 助成対象経費一覧

鑑賞サポートを必要とする方に向けた経費のみが対象です。制作・創作にかかる事業費とみなされる費用は対象になりません。

※ 2025 年度公募より、消費税及び地方消費税は全て助成対象外となります。収支予算書には税込金額を入力することで、税抜金額が計算されます。

費目	内容
人件費	監修費、コーディネーター費、字幕オペレーター費、音声ガイドナレーター費、スタッフ人件費、デザイン費（鑑賞サポートに特化した広報物に限る）、企画制作費（注1）等 <small>（注1）企画制作費は、事務職員給与、事務所維持費等管理経費、事業そのものにおける人件費ではなく、鑑賞サポートにおけるコーディネーター等に直接関わるスタッフ人件費が対象となります。</small>
制作費	字幕制作費、触図・触察模型等制作費、音声ガイド制作費、舞台手話通訳制作費、舞台説明等原稿作成費、システム利用料、やさしい日本語制作費、バリアフリー対応案内板制作費、一般管理費、進行管理費等
機材費	機材レンタル費、機材運搬費、機材郵送費等
謝金	手話通訳謝金、点字翻訳謝金、研修等講師謝金（注2）、受付整理員謝金（鑑賞サポート実施日）、会場整理員謝金（鑑賞サポート実施日）、ガイドヘルパー謝金、同伴者（手話通訳者やガイドヘルパー等）謝金、看護師謝金、外国人対応通訳謝金、翻訳謝金等 <small>（注2）研修等講師謝金は、申請団体及び申請事業の関係者に向けた内部研修等に係る講師の謝金です。外部の講座や研修等の受講料は対象なりません。</small>
設営費	設営・撤去費、設営スタッフ費等
旅費	交通費、宿泊費、日当（宿泊を伴う場合のみ）等
通信費	案内状送付料、事前案内送付料等
宣伝費	広告宣伝費（鑑賞サポート実施に関するものに限る）、ウェブアクセシビリティ対応費等
印刷費	バリアフリー対応プログラム・パンフレット印刷費、点字印刷費等

■収支予算書に記載できない経費

- 事業そのものに係る経費
- 有料頒布する公演パンフレット等の作成経費（原稿執筆謝金、印刷費等）
- 団体の財産となるものの購入費（機材購入費、事務機器・事務用品の購入・借用費、CD・書籍等資料購入費等）
- 事務所の維持費・管理運営費（事務所賃料、職員給与等的人件費、ホームページ運用費等）
※団体が運用しているウェブサイト内のイベントページ等は、記載できません。
- 行政機関・金融機関に支払う手数料（ビザ（査証）取得経費、印紙代、振込手数料、海外送金手数料等）
- 航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス、ビジネスクラス、グリーン料金等）
- 海外傷害保険、催事（イベント）保険等の各種保険
- その他（個人への支給品代、記念品代、ガソリン代、電子マネーカードへのチャージ料等）
- 予備費・雑費等、用途が曖昧な経費

*この表に該当しない経費については、別途お問合せください。

5. 予算書における消費税について

2025 年度公募より消費税及び地方消費税は全て助成対象となりませんのでご注意ください。

【予算書における消費税】

- ① 「単価」は税込で記入してください。
- ② 「単価」と「数量」を記入すると、「税込合計」が自動計算されます。
- ③ 「税率」を「10%」「8%」「非課税」から選択してください。
- ④ 「税抜合計額」が自動計算されます。

※助成対象経費は、税抜金額で算定されます。

【消費税について】

予算書に記載される項目は、国内で、事業として行われ、対価を得て行うものであり、資産の譲渡や役務の提供である、「国内取引」となります。「国内取引」の中には、「課税対象外の取引」、「非課税取引」、「免税取引」もありますが、詳しくは国税庁が公開している「消費税のあらまし」をご参照ください。

(参照) 国税庁 消費税のあらまし (令和6年6月)

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/aramashi/01.htm>

また、「免税事業者」であることは、消費税の納税義務が免除されている事業者ということであり、取引の相手先が「免税事業者」であっても、事業として行われる取引に課税される消費税が免税されるということではありませんのでご注意ください。

当助成では、相手先の見積書や請求書に消費税額が記載されていない場合は、その見積額や請求額は税込額として判断します。非課税取引の場合は、非課税ということを明示した上で発行していただくよう、相手先と調整してください。

【非課税取引について】

手話通訳事業等、第二種社会福祉事業の開始届を事業経営地の都道府県知事に届け出ている事業者に業務を委託した場合は非課税取引となります。非課税取引かどうかの判断は、申請者が自ら行うのではなく、相手先に問合せで判断してください。相手先が個人事業主の場合、消費税は課税であっても、源泉所得税は非課税という場合もありますのでご注意ください。

【消費税に関するお問合せ】

個別の取引が課税対象であるのか、自身の団体が免税事業者であるのか、など、消費税に関するお問い合わせはご回答いたしかねます。所管の税務署にお問合せいただくか、税理士にご相談ください。